

ビーチ岩槻会則

第1章（名称）

第1条 本団体は、ビーチ岩槻と称する。

第2章（目的及び事業）

第1条 本団体は、ビーチボールバレーを通じ、会員相互の親睦、健康増進を図り、楽しむビーチボールバレー競技をする事を目的とする。

第2条 本団体は本条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (ア) ビーチボールバレー競技大会の開催
- (イ) 審判講習会の開催
- (ウ) その他必要な事業

第3章（会員資格及び会費）

第1条 会員は、都・道・府・県・市・区・町・村のビーチボール連盟・協会等の団体に登録していない者とする。

第2条 会員は、所定の会費を支払うこととする。(年額、一人300円)

第3条 入会の申し込みは所定の「入会申込書」により行うものとする。

第4条 会員資格は、入会申し込みの日から当該入会申し込みの日の属する年度末とする。

第5条 会員資格は18才以上とする。

第4章（組織及び加盟）

第1条 本団体は、第2章及び第3章に賛同するさいたま市内のビーチボールバレーチームで組織する

第2条 本団体に加盟するクラブ団体は、所定の用紙に必要事項を明記し、事務局に申請するとともに、決められた期限までに団体登録及び個人登録を済ませるものとする。

第5章（役員）

第1条 本団体に、次の役員を置く。

- 1. 会長 1名
- 2. 事務局 若干名
- 3. 会計 2名
- 4. 会計監査 2名

第2条 本団体の役員は会員の互選により選出し、総会の同意を得て選任する。

第3条 本団体の役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第6章（会議）

第1条 本団体に次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会

第2条 総会は、ビーチ岩槻の全役員と加盟登録チームの代表者をもって構成し、年1回開催する。

1. 但し、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。
2. 総会は、会長が招集し議長となる。
3. 総会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する
4. 総会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (3) 役員を選任に関すること
 - (4) 会則の改正に関すること
 - (5) その他重要な事項に関すること

第7章（会計）

第1条 本団体の会計は、会計役員が処理する。

第2条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章（届出事項の変更等）

第1条 会員は、登録内容（氏名等）に変更が生じた場合は、ただちにビーチ岩槻事務局に届け出るものとします。

第2条 会員は前項の届出をしないことにより、大会参加拒否等に異議を述べるできないものとします。

第9章（退会等）

第1条 会員期間の途中で退会する場合があっても、会費は返還しないものとします。

付則 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

付則 平成22年3月21日 第3章第5条第1項を追加（年齢制限の追加）

付則 平成24年3月18日 第3章第5条第1項を削除（年齢制限の特例削除）